

令和六年八月七日（号外第百八十六号）財務省告示第百八十八号（国債の発行等に関する省令第十五条第一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示）
（原稿誤り）
三ページ下段一行目財務省告示第百九十八号は財務省告示第百九十九号とし、四ページ下段終りから一行目の後に移動する。
令和六年八月七日（号外第百八十六号）財務省告示第百九十九号（国債の発行等に関する省令第十五条第一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示）
（原稿誤り）
四ページ上段六行目財務省告示第百九十九号は財務省告示第百九十八号とし、三ページ下段一行目の前に移動する。
ベージ段行誤正
令和六年七月二十六日（号外第百七十八号）公布経済産業省令第四十八号（二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令）
（印刷誤り）
二二下九第印
第48号